

「北海道男女平等参画推進条例」の構成

基本理念

男女の人権の尊重
社会における制度又は慣行の中立化への配慮
政策等の立案及び決定への平等参画
家庭生活における活動と他の活動の両立
国際社会の取組の配慮

責 務

道の責務

男女平等参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な策定及び実施
国、都府県及び市町村との緊密な連携

道民の責務

社会のあらゆる分野において、男女平等参画の推進に寄与するとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力

事業者の責務

事業活動を行うに当たり、男女平等参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力

性別による権利侵害の禁止

性別を理由とするあらゆる差別的な取扱いの禁止
セクシュアル・ハラスメントの禁止
男女平等参画を阻害する暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む）の禁止

基本的施策等

道の基本計画の策定
道が設置する附属機関等における男女平等参画の推進
施策の策定等に当たっての配慮

道民等の理解を深めるための措置
事業者への協力の依頼
調査研究
道民の活動等に対する支援

推進体制の整備
財政上の措置
公表
道民等からの申出

男女平等参画苦情処理委員（10月～）

道民等から、苦情等の申出を受け、申し出たものに対する助言及び道の施策に関する苦情について道の機関に意見

男女平等参画審議会（7月～）

男女平等参画の推進に関する重要事項の調査審議等
・男女いずれの委員も10分の4以上
・委員の公募制（10分の4以内）

男女平等参画社会の実現

男女平等参画社会：男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として、社会的文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会